

さがまちカレッジ 講座受講者募集

詳細は講座案内チラシ(生涯学習センター、各市民センター、各市立図書館等で配布)をご覧ください(さがまちコンソーシアムホームページでダウンロードも可)。

【①こども体験講座～クリスマス飾りを作ろう】

革やフェルトを使ってオリジナルのクリスマス飾りを作ります。

対小学生

日12月8日(日)午前10時30分～正午

場bono相模大野(相模原市)

講東京家政学院大学生生活デザイン学科助教・佐々木麻紀子氏

定20人(抽選)

費1000円(材料費含む)

【②気を巡らせて“ぼかぼかな体”づくりを目指しましょう!】

昨年度好評だった講座の第2弾です。「気」とは何か、気と健康づくりについてのお話と簡単なワークを行います。

日12月12日(木)午後1時30分～3時30分

場町田市生涯学習センター

講相模女子大学短期大学部非常勤講師・西村かおる氏

定20人(抽選)

費1200円

◇

申講座案内チラシ裏面の受講申込書に記入し、①11月15日まで②11月18日まで(いずれも必着)に、郵送またはFAXでさがまちコンソーシアム事務局へ(さがまちコンソーシアムホームページで申し込み可)。
※申込締切日までに定員に達しない場合は、引き続き募集します。

問事務局 ☎747・9038、町田市生涯学習センター ☎728・0071

国際版画美術館～企画展「美人画の時代～春信から歌麿、そして清方へ」関連イベント

プロムナード・コンサート

【浮世絵と響きあう音楽～和と洋の楽器で】

日11月16日(土)、午後1時から、午後3時から(各30分程度)

場同館エントランスホール

※座席の用意はありません。

出演 服部恵美子(箏・三絃)、近藤ひかり(フルート・ピアノ)

問同館 ☎726・2889

消費生活センター～東京都共催講座 くらしに役立つ料理教室

【国産大豆で手作り豆腐～おからも食べよう!】

国産大豆の豆腐と、おからを使ったおかずを作ってランチにします。

対市内在住、在勤、在学の方

日11月26日(火)午前10時30分～午後2時

場町田市民フォーラム

講コンシューマー技術教育研究会代表・福岡ひとみ氏

定24人(申し込み順)

費500円(材料費)

申11月6日正午～19日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード191106Bへ。保育希望者(1歳以上の未就学児、申し込み順に6人)は併せて申し込みを。

問消費生活センター ☎725・8805

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト～市民向け講座

救急車が必要なのはどんな時?

【救急車の上手な使い方】

高齢者の体調が急に悪くなったら、どうすればよいのでしょうか。救急車の利用や緊急時の対応方法、日頃の備えについてお話しします。

対市内在住、在勤、在学の方

日12月14日(土)午後2時～4時

場町田市民フォーラム

講町田消防署 他

定150人(申し込み順)

申住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢・性別を明示し、11月1日午前9時～12月1日午後5時に電話またはFAXで町田市介護人材開発センター(☎851・9578 FAX851・9579)へ。

問高齢者福祉課 ☎724・2140

アクティブ福祉in町田'19

高齢者へのケアの向上や、医療と介護の連携などについて、市民の方に理解を深めていただくため、施設の職員や学生による発表、福祉用具の展示等を行います。カフェコーナーもあります。

日・内11月20日(水)、①実践・研究発表大会＝午前11時～午後5時30分
②介護・福祉用具の展示と健康測定＝正午～午後5時③介護川柳とまちあ★キッズの掲示＝正午～午後5時④無料体験マッサージ＝午後1時～5時⑤介護の仕事相談・求職登録会＝午後1時～5時

場町田市文化交流センター5・6階

※駐車場はありません。

費①1000円(高校～大学院生無料)

※詳細は、町田市介護人材開発センター(☎851・9578、受付時間＝祝休日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)へお問い合わせ下さい。

問いきいき総務課 ☎724・2916

専門職向け

ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーとは特別な資格ではなく、身近な人の悩みに気づき支える人のことです。

今回は、専門職に求められるゲートキーパーの役割をメインテーマに、講義とグループワークを行います。

対医療・介護関係者等

日2020年3月5日(木)午後1時～4時

場町田市民病院

講精神保健福祉士・西村由紀氏

定50人(申し込み順)

申11月8日正午～2020年3月2日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード191108Bへ。

問健康推進課 ☎724・4236

高齢運転者安全運転教室

運転に必要な認知・身体機能の状態を把握し、改めて安全運転について考えてみませんか。

※運転免許証の更新時に受講する法定講習とは異なります。

※町田ドライビングスクールの送迎バス(町田駅発のみ)がご利用いただけます。時間、乗車場所については同スクールホームページをご覧ください。

対車を運転する市内在住の65歳以上の方

日11月27日(水)午前9時10分～午後0時30分

場同スクール(南大谷)

対交通安全講話、運転適性検査、実車走行等

定24人(申し込み順)

申11月6日正午～20日にイベントダイアル(☎724・5656)またはイベシスコード191106Cへ。

問市民生活安全課 ☎724・4003

司法書士と一緒に考えましょう 高齢者・障がい者のための 成年後見制度相談会

成年後見制度や相続・遺言、悪質商法被害、多重債務問題等について司法書士が相談に応じます。

日12月7日(土)午前10時～午後4時

※相談時間は1人1時間までです。

場町田市民フォーラム

講(公社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部

定18人(申し込み順)

申氏名・電話番号を明示し、直接、電話またはFAXで(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(町田市民フォーラム4階、☎720・9461 FAX725・1284)へ。

問福祉総務課 ☎724・2537

知財無料相談会

創業の際の商標登録や、自社の知的財産(知財)を活用した外部との連携開発、新技術についての特許取得などに関する悩みを弁理士に相談できます。

日11月14日、12月12日、2020年1月9日、2月13日、3月12日、いずれも木曜日、午後1時から、午後2時から、午後3時から(各50分程度)

場町田新産業創造センター

定各1人(申し込み順)

申同センターホームページ(右記QRコード)で申し込み。

問産業政策課 ☎724・3296



居住支援セミナー

【どの人もまちだで暮らすために】

住宅探しでお困りの方を支援する「居住支援」について考えます。

対住宅所有者、不動産事業者、福祉事業者

日11月18日(月)午後2時～4時

場生涯学習センター

※駐車場はありません。

対不動産と福祉の視点から効果的な居住支援を考える

講法政大学現代福祉学部教授・宮城孝氏、(公社)東京都宅地建物取引業協会町田支部長・大滝睦男氏、(社福)悠々会理事長・陶山慎治氏

定150人(申し込み順)

申11月15日午後4時までに電話またはFAXで住宅課(☎724・4269 FAX050・3161・6109)へ。

※申込書は町田市ホームページでダウンロードできます。

自由民権資料館 休館のお知らせ

施設改修工事のため12月9日(月)～2020年3月31日(火)は休館します。

なお、休館中は展示観覧、資料閲覧等の利用ができません。ご理解ご協力をお願いします。

問同館 ☎734・4508

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

問資産税課 ☎724・2118

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。また、「固定資産税のあらまし」を資産税課(市庁舎2階)で配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。

	対象	内容	減額期間
耐震改修	1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行ったもの(工事費用が50万円を超えた場合) ※市から補助金が出ている耐震工事を行っていても、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。	1戸あたり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の2分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2019年1月2日～2020年3月31日に工事が完了した場合＝改修工事が完了した年の翌年度1年度分 ※ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は翌年度から2年度分。
バリアフリー改修	新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行ったもの(補助金等を除く工事費用が50万円を超えた場合)	1戸あたり床面積100㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額	2020年3月31日までに工事が完了した場合＝改修工事が完了した年の翌年度1年度分
省エネ改修	2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行ったもの(窓の断熱改修工事必須、補助金等を除く工事費用が50万円を超えた場合)	1戸あたり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2020年3月31日までに工事が完了した場合＝改修工事が完了した年の翌年度1年度分

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、おのおのの申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。